

川崎市教育委員会規則第7号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和7年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（6）前各号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。